

保護者の皆さんへ

道路交通法による飲酒運転の罰則・処分の内容

違反種別	違反点	処分内容 ※前歴なしの場合	罰 則
酒酔い運転	35点	免許取消し(次格期間3年)	5年以下の懲役または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25mg以上	免許取消し(次格期間2年)	3年以下の懲役または50万円以下の罰金
	0.15mg以上 0.25mg未満	免許停止(90日間)	
車両の提供		●酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある者に対して、車両を提供した者	【酒酔い運転】5年以下の懲役または100万円以下の罰金 【酒気帯び運転】3年以下の懲役または50万円以下の罰金
酒類の提供		●飲酒運転をするおそれのある者に対して、酒類を提供した者	【酒酔い運転】3年以下の懲役または50万円以下の罰金 【酒気帯び運転】2年以下の懲役または30万円以下の罰金
同乗		●ドライバーが酒気を帯びていることを知りながら、車両に乗せてくれるよう依頼・要求をして、酒酔い運転や酒気帯び運転の車両に同乗した者	【酒酔い運転】3年以下の懲役または50万円以下の罰金 【酒気帯び運転】2年以下の懲役または30万円以下の罰金

*上記の処分は一例で、交通事故や違反の前歴により異なる。

自動車運転死傷行為処罰法による罰則の内容

危険運転致死傷罪

●飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転が困難な状態で走行



人を死亡させると**1年以上20年以下の懲役**
(無免許運転の場合も同じ)
人を負傷させると**15年以下の懲役**
(無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役)

●飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転(正常な運転が困難な状態に陥った場合に限る。)



人を死亡させると**15年以下の懲役**
(無免許運転の場合は、6月以上20年以下の懲役)
人を負傷させると**12年以下の懲役**
(無免許運転の場合は、15年以下の懲役)

過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪

●飲酒・薬物摂取の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で運転し、運転上必要な注意を怠り、人を死傷させた者が、飲酒・薬物摂取の影響の発覚を免れるための行為をした。



12年以下の懲役
(無免許運転の場合は、15年以下の懲役)

飲酒運転事故の刑事裁判の判決例

危険運転致死傷罪・
道路交通法違反で
懲役22年

飲酒後、スマホを操作しながら運転し、海水浴帰りの4人をはねて死傷させ、逃走した…
※最高裁 平成29年判決

危険運転致死傷罪・
道路交通法違反で
懲役23年

飲酒後、高速度で車を運転、赤信号の交差点に進入し、出会い頭にワゴン車と衝突、5人を死傷させ、逃走した…
※最高裁 平成30年判決

北海道飲酒運転の根絶に関する条例

わたしたちは、悲惨な交通事故が被害者のみならず加害者にも大きな不幸をもたらすことや、車は危険な乗り物であることを認識しなければなりません。「交通死亡事故ゼロ」は、道民全ての願いです。

しかしながら、平成26年7月13日には、3人の尊い命が奪われるなど、相次ぐ死亡事故の原因にもなっている飲酒運転が後を絶ちません。

一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会が実現されるようたゆまぬ努力をすることを決意し、道民の総意としてこの条例が制定されました。

道民の責務等

- ①飲酒運転を根絶するための社会環境づくりに努める
- ②飲酒運転をしない
- ③飲酒が身体に及ぼす影響について理解を深める
- ④道の施策に協力する
- ⑤飲酒運転をしている人に対する制止に努める
- ⑥飲酒運転を発見した場合等に警察官への通報に努める

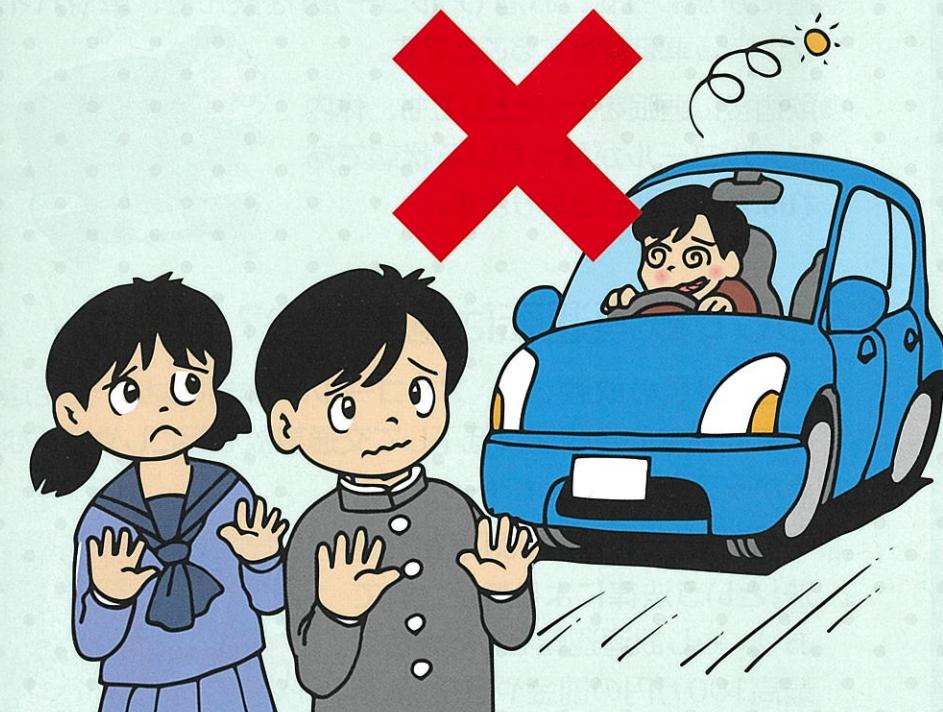
飲酒運転根絶の日(7月13日) 道と道民等が一体となった取組を行う

中学生の皆さんへ

みんなで根絶! 飲酒運転



—しない、させない、許さない、そして見逃さない—

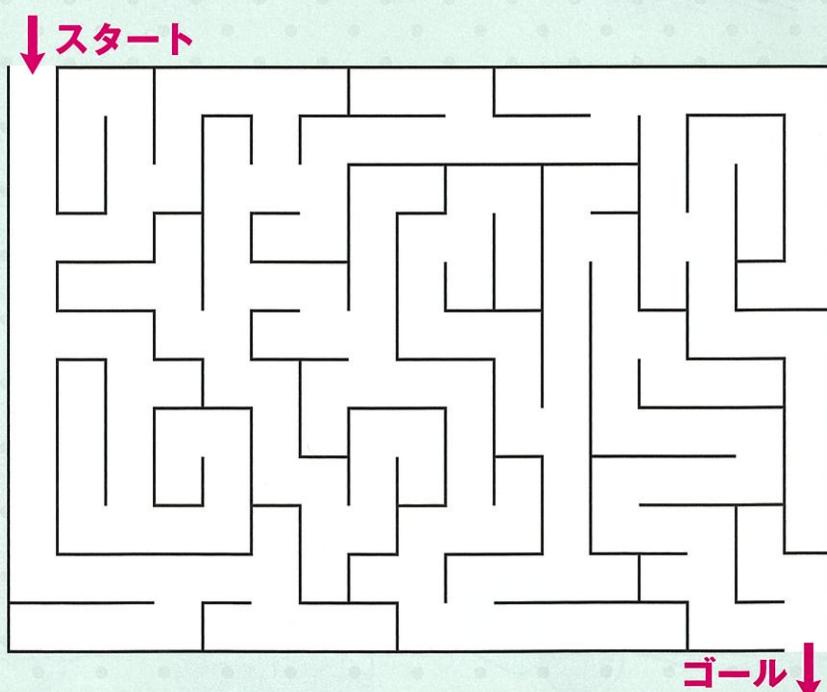


保護者の皆さん、飲酒をしたあとにお試しください

⇒⇒⇒迷路を使って、飲酒の影響を体感! ⇒⇒⇒

★ほろ酔い状態のときに、ゴールを目指してみてください。簡単な迷路ですが、そんなに調子良くはいかなかったのではないでしょうか?

★このテストでもわかるように、お酒を飲むと、視野が狭まるなどして運転にも支障が生じるーということをしっかり肝に銘じておきましょう。



北海道環境生活部くらし安全局道民生活課

発行 令和5年(2023年)10月

お酒を飲んで車を運転する「飲酒運転」に対する厳罰化が進んでいるにもかかわらず、道内でも、飲酒運転による悲惨な事故が後を絶ちません。

このリーフレットは、お酒を飲んだときの体への悪影響や、飲酒運転をするとどうなるかなどをまとめたもので、中学生の皆さんにも「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」という意識を持ってもらい、北海道から飲酒運転をなくし、道民にとって安全で安心して暮らすことができる社会を実現するために作成したものです。

